

輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる貨物の解釈について

輸入注意事項47第20号 (47. 8. 29)

改正①輸入注意事項48第20号 (48. 7. 11)②輸入注意事項52第30号 (52. 9. 30)

③輸入注意事項56第21号 (56. 2. 10)④輸入注意事項60第1号 (60. 1. 25)

⑤輸入注意事項10第41号 (10. 3. 4)⑥輸入注意事項12第165号 (12. 12. 26)

輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる総価額500万円以下の貨物の範囲は、下記により取り扱うこととする。②④

記

- 1 「総価額500万円以下の貨物」とは、代金決済の有無並びに決済の方法にかかわらず総価額500万円以下の貨物をいい、「総価額」は、次により取り扱うものとする。①②③④
 - (イ) 価額の全部につき支払手段による決済をしない貨物の場合は、税関における関税等の課税価格 (関税等が賦課されないもの、又は関税が免除されるもの) であつては税関の鑑定価格。ただし、航空貨物については、関稅定率法施行令第1条の4各号に掲げるものであると否とを問はず航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によつて算出した課税価格とする。) をいう。
 - (ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、輸入契約の履行により輸入者が負担する債務の総額 (当該輸入者が当該債務の総額から当該輸入契約の履行に直接伴つて受領すべき仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸入に付帯する手数料の金額 (その金額が妥当なものに限る。)) を差し引いて支払う場合は、当該金額を差し引いた残額) である輸入貨物代金をいう。したがつて、500万円をこえる価額の貨物の輸入契約に基づいて、当該契約に係る貨物の一部であつて価額が、500万円以下のものを輸入しようとするときは、この号に該当しない。
- 2 「経済産業大臣が告示で定めるものに限る。」とは、令第9条第1項の規定により輸入割当てを受けるべき貨物 (18万円以下であつて無償のものを除く)、令第4条第1項第2号に基づく経済産業大臣の承認を要する貨物及び令第3条第1項の規定により必要な事項が公表されている貨物 (以下「割当品目等」という。) 以外のものとする。
したがつて、上記の割当品目等を輸入する場合には、500万円以下であつても所定の輸入手続が必要である。③④⑥